

## 令和6年度郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

- (1) 目的 「貧困の連鎖」を解消するための一つ的手段として、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の小・中学生を対象に、高校受験のための学習支援の機会を提供、高校生を対象に自習の場の提供や高校中退防止に向けた相談支援を行い、将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立を支援する取組の推進を図る。
- (2) 業務名 令和6年度郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (5) 提案上限金額 ¥6,372,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 郡山市内に本店、支店又は事業所を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

### 3 スケジュール

質問受付締切	令和6年4月19日（金） 17時15分まで
質問回答公表	令和6年4月24日（水）
申込書等受付締切	令和6年5月7日（火） 17時15分まで
書面審査及びプレゼンテーション	令和6年5月17日（金） （予定）
結果通知	令和6年5月下旬 （予定）
見積徴取及び契約締結	令和6年5月下旬 （予定）

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年4月19日（金）17時15分（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式第1号）により、下記まで電子メールで提出すること。  
なお、必ず電話で送信確認をすること。  
送信先：hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp  
※メールの件名は「【事業者等名】郡山市子どもの学習・生活支援事業業務に関する質問」とする。
- (3) 回答日：令和6年4月24日（水）
- (4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

### 5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
  - ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）
  - イ 企画提案書（様式第3号にて7部）※提案は、1社につき1案とする。
  - ウ 参考見積書（様式第4号にて7部）
  - エ その他の書類（見積書の内訳、企画提案書内容確認の書類等）（任意様式にて7部）
  - オ 印鑑証明書
  - カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）  
※発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。
  - キ 納税を証明する書類  
国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）  
市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）
  - ク 委任状（様式第5号）  
※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。
- (2) 期間  
令和6年4月12日（金）から令和6年5月7日（火）まで（郡山市の休日を定める）

条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）

(3) 時間

8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）

(4) 場所

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市保健福祉部保健福祉総務課（郡山市役所本庁舎1階）

(5) 方法

郵送又は持参にて提出

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和6年5月7日（火）17時15分までに到着したものを有効とする。

6 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等について、「8 選定基準」に基づき郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に規定する郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。
- (2) 評価は、評点方式で行うものとする。
- (3) 参加申込者が1者のみの場合でも、最低制限基準に満たない場合は、選定されず、再度公募を行うものとする。
- (4) 参加申込者の評価が同点となった場合は、「8 選定基準（1）書面審査及びプレゼンテーション」のうち、見積価格が低いものを高順位者とする。

7 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者か審査する。結果については、令和6年5月13日（月）までに書面により通知する。

(2) 書面審査及びプレゼンテーション

実施日：令和6年5月17日（金）（予定）

提出された企画提案書等について書面審査及びプレゼンテーションを実施し、最も優れている企画提案者を決定する。その際、説明者は1事業者あたり2名までが出席できるものとする。結果については、書面により通知する。

8 選定基準

提出された企画提案書等について、下記の事項に基づき委員会の委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 書面審査及びプレゼンテーション

評価項目		評価の着眼点		配点	小計
			判断基準		
書面審査	業務の実 施方針及 び手法	業務の実 施 方法	効果的、効率的な実施方法が認められる場合に、優位に評価する。(理解度、積極性)	10点	50点
		具体的な支 援の方法	個々の支援対象者に応じた効果的な支援を実施できると認められる場合に、優位に評価する。(的確性、現実性)	25点	
		独自の工夫	事業者独自の工夫のある企画となっていると認められる場合に、優位に評価する。(独自性、創造性)	15点	
	実施体制 等	人員体制及 び分担等	人員体制及び業務分担等が優れているとみられる場合に優位に評価する。(的確性、実現性)	10点	20点
		業務実施者 の業務遂行 能力	業務実施者が業務遂行能力を有していると認められる場合に優位に評価する。(資格、経歴等)	10点	
	実績	業務実績	類似業務の実績が多いものを優位に評価する。	5点	5点
	経費	見積価格	企画提案の内容に対し、見積価格が低いものを優位に評価する。	10点	10点
プレゼンテーション	専門的技術 力	説明内容が企画提案書の内容をよく補完しており、本事業に対する専門的技術を十分に発揮できると認められる場合に、優位に評価する。(的確性、実現性)	5点	15点	
	意欲及び姿 勢	本事業に対する意欲や積極的な姿勢が感じられると認めら	5点		

		れる場合に、優位に評価する。 。（積極性）		
	コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速に行える場合に優位に評価する。（理解度、積極性）	5点	
合計点			100点	

(2) 最低制限基準

ア 最低制限基準は、合計点数が配点の6割とする。

イ 次順位者においても、最低制限基準を満たす必要があるものとする。

9 結果の公表

審査は非公開で行うが、企画提案書等の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、参加申込者を伏せて審査結果（点数を含む。）を郡山市ウェブサイトにおいて公表する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

11 契約条件

(1) 提出された企画提案書等について委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）により免除とする。

(4) 契約書の作成を要する。

12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市保健福祉部保健福祉総務課福祉協奏係

電話番号：024-924-3822

F A X 番号：024-924-2300

E-mail：hokenfukushi@city.koriyama.lg.jp

### 13 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及び説明に関する費用については、参加申込者の負担とする。